

市場区分の変更申請者に係る各種説明資料の記載項目変更箇所

市場区分の変更申請者に係る各種説明資料の記載項目（2023年3月10日改訂版）の、旧「記載項目」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
2	最終更新日 <u>2023年3月10日</u> 適用対象 <u>2023年3月13日以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用（ただし、2023年3月中に申請する会社は、申請後に差分のみ別途提出も可）</u>	最終更新日 <u>2022年6月30日</u> 適用対象 <u>2022年7月1日以降に市場区分の変更を希望する会社の申請から適用（ただし、2022年7月中に申請する会社は、申請後に差分のみ別途提出も可）</u>

なお、提出後の更新箇所の明示に関する変更については記載を省略しております。その他の変更については、「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目変更箇所」をご参照ください。

以上